四　海員学校本科、独立行政法人海員学校本科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴				
		船舶	期間	職務	備考	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年（乗船実習科を修了した者にあつては、一年）以上	実習又は船舶の運航	一　（略） 二　乗船実習科を修了した者にあつては、練習船（総トン数五百トン以上のものとする。以下この表において同じ。）による実習（四級海技士（機関）試験又は内燃機関四級海技士（機関）試験に係る練習船による実習と併せて行うことができる。）が少なくとも九月なければならない。	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

五　海員学校専修科、独立行政法人海員学校専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の専修科を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴				
		船舶	期間	職務	備考	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年（乗船実習科を修了した者にあつては、一年）以上	実習又は船舶の運航	期間には、練習船（総トン数五百トン以上のものとする。以下この表において同じ。）による実習（四級海技士（機関）試験又は内燃機関四級海技士（機関）試験に係る練習船による実習と併せて行うことができる。）が少なくとも九月なければならない。	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

六　（略）

備考　（略）

別表第八の二（第七十条の四関係）

施設及び設備	条件
一　講義室 二　実習用小型漁船（特定漁船に限る。）	一　二十歳以上であること。 二　過去二年間に登録特定漁船講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく

四　海員学校本科、独立行政法人海員学校本科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴				
		船舶	期間	職務	備考	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年（乗船実習科を修了した者にあつては、一年）以上	実習又は船舶の運航	一　（略） 二　乗船実習科を修了した者にあつては、練習船（総トン数千トン以上のものとする。以下この表において同じ。）による実習が少なくとも九月なければならない。	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

五　海員学校専修科、独立行政法人海員学校専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の専修科を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴				
		船舶	期間	職務	備考	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年（乗船実習科を修了した者にあつては、一年）以上	実習又は船舶の運航	期間には、練習船（総トン数千トン以上のものとする。以下この表において同じ。）による実習（四級海技士（機関）試験又は内燃機関四級海技士（機関）試験に係る練習船による実習と併せて行うことができる。）が少なくとも九月なければならない。	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

六　（略）

備考　（略）

（新設）